

障がい者雇用促進 フォーラムみえ

オンライン(Zoom)参加可

参加
無料

このセミナーのねらい

- ◎ 三重労働局から、令和6年の障がい者雇用の県内状況や令和7年からの障がい者雇用制度について解説します。
- ◎ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から、障害者雇用納付金制度のしくみと障がい者の職場定着や環境整備などに対する助成制度、県から障がい者雇用の参考となる多様で柔軟な障がい者雇用の事例を紹介します。

日時

令和7年2月28日(金) 13:30~15:30(受付13:00)

場所

三重県庁講堂
(津市広明町13番地)

参加
方法

会場またはオンライン
【申込期限2月21日(金)】

※手話通訳・要約筆記希望の方は2/12(水)
までにお申し込みください。



申込はコチラ

対象者

- ☑ 障がい者雇用に取り組みたい企業
- ☑ 障がい者就労支援サービス事業所
- ☑ 障がい者雇用に関心のある方

第1部 障がい者雇用制度の概要と納付金・助成金

- ・ 障がい者雇用の県内状況と障害者雇用促進法（三重労働局）
- ・ 障害者雇用納付金と助成金（(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部）

第2部 多様で柔軟な障がい者雇用の事例

- ・ 県内の短時間雇用企業の状況（株式会社アルファプランニング）
- ・ テレワークによる障がい者雇用（特定非営利活動法人 a trio）

第3部 地域の障がい者団体と連携した企業の取組

- ・ 子ども食堂の運営支援を通じて、働く障がい者を応援する取組紹介（クロフネファーム）

●共催 三重県、三重労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部

●お問い合わせ 三重県雇用経済部障がい者雇用・就労促進課 電話 059-224-2510

障害者の法定雇用率引上げについて

- POINT1 令和6年4月から障害者の法定雇用率が2.5%に引き上げられました。
POINT2 令和7年4月から、除外率が各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。
POINT3 令和8年7月から障害者の法定雇用率が2.7%に引き上げられます。

詳細は三重労働局HPをご確認ください→



障害者雇用納付金制度と助成金

障害者雇用納付金制度は、事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき設けられた制度です。

常用労働者の総数が100人を超える事業主において障害者法定雇用率未達成の事業主に納付金を納めていただき、その納付金を財源として障害者雇用調整金、報奨金等の支給金及び各種助成金を支給しています。

多様で柔軟な障がい者雇用事例及び障がい者支援団体と連携した取組

県では、障がい特性から長時間の勤務が難しい障がい者や、働く希望を持ちながらも通勤が困難な障がい者などがその能力や特性に応じて働くことができるよう、障がい者の多様で柔軟な障がい者雇用を推進しています。今回、第2部では令和6年4月から制度化された短時間雇用に取り組む県内企業や、テレワークによる障がい者雇用に取り組む企業の具体事例について紹介します。

また、第3部では子ども食堂の企画運営を通じて、企業と共に地域づくりに取り組む障害者就労支援事業所クロフネファーム（伊勢市）の事例を紹介します。地域貢献の視点から働く障がい者について考えてみませんか。

お申込みからの流れ

令和7年2月19日（水）の14：00～16：00にオンライン参加のための事前接続テストを行いますので、インターネットの接続環境が不安な方はご参加ください。

- ①お手持ちのパソコンやスマートフォンから、URLや二次元バーコードを利用して項目を入力、または下記の事項を記入してFaxしてください。

<https://logoform.jp/form/8vMX/837250>



- ②受付メールが三重県から届きます。オンライン参加のZoomウェビナーアドレス（事前接続用、本番用）が記載されています。



- ③会場参加の方は、当日三重県庁講堂までお越しください。



- ③オンライン参加の方は、当日PC等からご参加ください。



申込
受付

FAX 059-224-3024

三重県 雇用経済部

障がい者雇用・就労促進課障がい者雇用班 あて

会社（団体）名	
お名前	
参加方法	☐ 会場 ・ ☐ オンライン（いずれかに☑）
手話通訳・要約筆記希望 （2月12日まで受付）	☐ 手話通訳を希望 ☐ 要約筆記を希望
電話番号	
メールアドレス	